

# 資 料 編



## 新篠津村地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 新篠津村に居住する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活の支援と推進のため、福祉、就労、保健、医療等に係る各種サービスについて、関係機関が総合的な調整と連携強化を行うことができる協議の場を提供し、各機関における効果的な支援と事業推進に資するため、新篠津村地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 自立支援協議会は、次に掲げる関係機関等の代表者が指名する者をもって組織する。

- (1) 新篠津村
- (2) 新篠津村教育委員会
- (3) 石狩圏域障がい者総合相談支援センター
- (4) 指定相談支援事業所
- (5) 障害者福祉サービス事業者
- (6) 新篠津高等養護学校
- (7) 新篠津村社会福祉協議会
- (8) 障がい者関係団体
- (9) 新篠津村民生委員協議会
- (10) 身体障害者並びに知的障害者相談員
- (11) その他障害者の地域生活支援推進のため必要と認める者

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること
- (2) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (5) 新篠津村障がい者計画及び障がい福祉計画等の作成、具体化に向けた協議
- (6) 障がい者の差別解消の支援
- (7) その他必要な事項

(運営)

第4条 自立支援協議会は、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、支援協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 自立支援協議会は、必要の都度開催することとし、新篠津村及び新篠津村が相談支援事業を委託する事業者（以下「新篠津村指定相談支援事業所」という。）との協議に基づき召集する。なお、自立支援協議会には、特定の施策及びサービスの検討を行うための必要な分野による分科会もしくは専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第6条 自立支援協議会に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 自立支援協議会の庶務は、住民課福祉係と新篠津村指定相談支援事業所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月4日要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

## 新篠津村障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第4項の規定並びに児童福祉法第33条の20第1項に基づき、新篠津村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（以下「障がい計画」という。）の策定にあたり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、新篠津村障がい者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障がい計画の調査、研究に関すること
- (2) 障がい計画素案の策定に関すること

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) 関係行政機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年間とする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に招集される策定委員会は、村長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、住民課福祉係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年1月6日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月25日要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

\* 第 3 条関係の選出団体等

委員選出区分	選 出 団 体	人数
学識経験者	民生委員協議会	1名
	知的障害者相談員	1名
	身体障害者相談員	1名
社会福祉施設関係者	新篠津村社会福祉協議会	1名
	新篠津福社会	2名
障がい者団体関係者	身体障害者福祉協会新篠津村分会（身体）	1名
	さわらび会（精神）	1名
	さくら会（知的）	1名
行政関係職員	教育委員会	1名
	住民課（保健師）	1名
計		11名

## 新篠津村障がい者計画策定委員会 委員名簿

任期 平成29年10月1日から平成30年9月30日まで

委員の選出区分	選出団体	氏名	備考
学識経験者	新篠津村民生委員協議会	大石 マサ子	
	知的障害者相談員	中橋 幸子	
	身体障害者相談員	山口 ひろみ	
社会福祉施設 関係者	社会福祉法人 新篠津村社会福祉協議会	媚山 哲雄	
	社会福祉法人新篠津福祉会 新しのつ幸生園	加茂 智教	
	社会福祉法人新篠津福祉会 新篠津ふれあいの苑	板垣 清志	
障がい者団体 関係者	身体障害者福祉協会 新篠津村分会(身体)	森田 市郎	
	さわらび会(精神)	幅中 勝俊	
	さくら会(知的)	鈴木 孝子	
関係行政機関	新篠津村教育委員会	南部 康治	
	新篠津村 住民課 保健師	今田 洋子	



## 用語解説

### あ

#### 一般就労

一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社等で働くことです。

→ p33、41、43、47、48、49

#### 運動ニューロン疾患

運動神経（大脳からの運動の命令を筋肉まで伝える神経）が選択的に障害され、運動神経以外（感覚神経や自律神経、脳の高度な機能）はほとんど障害されない進行性の神経変性疾患を、総合的に運動ニューロン疾患といいます。代表的なのが筋萎縮性側索硬化症（ALS）という疾患ですが、原因不明で、確かな治療法がなく、厚労省の特定疾患に指定されています。

→ p49

### か

#### 学習障がい（LD）

学習障がい（LD: Learning Disorders または Learning Disabilities）とは、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。

→ p4、5、35

#### 筋萎縮性側索硬化症（ALS）

脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動ニューロン（運動神経細胞）が侵される病気で、手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていくます。その一方で、体の感覚、視力や聴力、内臓機能などには原則として障がいはみられません。原因不明で確かな治療法がまだなく、特定疾患の一つに指定されています。

→ p49

#### グループホーム

障がい者や認知症高齢者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居です。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいいます。

→ p18、50

#### 権利擁護

自己の権利や援助にニーズを表明することの困難な障がい者に代わって、援助者が代理として権利やニーズ獲得を行うことです。

→ p23、27、29

#### 高機能広汎性発達障がい（アスペルガー症候群・高機能自閉症）

広汎性発達障がいのうち、知的障がいを伴わないものを高機能広汎性発達障がいとしており、主に、アスペルガー症

候群と高機能自閉症の総称として用いられています。アスペルガー症候群は広い意味での「自閉症」に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障がいがあることが分かりにくく、成長とともにはっきりすることが特徴です。

→ p5、35

### 広汎性発達障がい（自閉症）

広汎性発達障がいとは、コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関係する発達障がいの総称です。自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含みます。自閉症は、「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴をもつ障がいで、最近では、自閉症スペクトラムと呼ばれることもあります。

→ p4、5、35

## さ

### 重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといいます。

→ p44、49、55

### 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神

障がい者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度のことです。

→ p18、23、27、29、58

### せんえんせい 遷延性意識障がい

遷延性意識障がいは、植物状態といわれる状態のことで、①自力移動ができない、②自力摂食ができない、③失禁がある、④眼球は動いていても認識することができない、⑤簡単な命令には応じることがもできるが、意思疎通ができない、⑥声を出しても意味のある発語ができない、以上の6項目が治療にもかかわらず3か月以上続いた場合をいいます。

→ p49

## た

### 地域包括ケアシステム

障がい者や高齢者、子どもを含む地域のすべての住民の関わりにより、住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築します。

→ p30、45

### 注意欠陥多動性障がい（ADHD）

注意欠陥多動性障がい（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）は、「集中できない（不注意）」

「じっとしてられない(多動・多弁)」  
「考えるよりも先に動く(衝動的な行動)」などを特徴とする発達障がいです。

→ p4、5、35

## な

### 難病

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

→ p5、7、14、24、47

### ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々(弱者)が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のことです。

→ p24

## は

### バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことをいいます。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどのハード面のみならず、すべての社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味でも用いられています。

→ p22、27、28

### 福祉有償運送

バス、タクシー等の公共交通機関によって十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人などが、営利とは認められない範囲の料金で、高齢者や障がい者の自宅と病院などの間を車で送迎する事業です。平成18年10月の道路運送法の改正により、登録制度として法律上の位置づけが明確化されました。

→ p28

## ら

### 理学療法

身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいいます。

→ p54



**新篠津村 第4次障がい者計画・  
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画**

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

平成30年3月

発行 新篠津村

編集 新篠津村住民課福祉係

〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地

電話：0126-57-2111（代表） FAX：0126-57-2226





新篠津村

第4次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画